

『サイバーセキュリティ対策チェックリスト』を付ける前に、  
確認していただきたい事項に関して

鹿児島県薬剤師会

薬事情報委員会 寺地 拓哉

*Kagoshima Pharmaceutical Association*



# 目次

- サイバーセキュリティ対策のおさらい事項
- 「サイバーセキュリティの確認のためのチェックリスト」とは？
- チェックリストで何をしていくか？



# サイバーセキュリティ対策のおさらい事項

サイバーセキュリティ対策の措置を盛り込んだ医療法施行規則および薬機法施行規則の改正省令が2023年3月に公布、同年4月1日から施行されました。



薬局を含む医療機関等に対して、サイバーセキュリティ対策が義務付け。

薬局の管理者が遵守すべき事項：

「薬局の管理者はその薬局のサイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じること」が追加。



# 「サイバーセキュリティの確認のためのチェックリスト」とは？

23年5月には「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」が公表。また「サイバーセキュリティの確認のためのチェックリスト」も公開。



医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策については、ガイドラインを参照の上、適切な対応を行うこととされているところ、このうちまずは医療機関及び薬局が優先的に取り組むべき事項をチェックリストにまとめられている。



# 立入検査時、チェックリストを確認されます

【チェックリストマニュアル P4 より抜粋】

薬機法に基づく立入検査では、薬局においてサイバーセキュリティ確保のために必要な取組を行っているかを確認することとしています。

令和5年度は、「薬局確認用」、「事業者確認用」の全ての項目について、1回目の確認の日付と回答等が記入されていることを確認します。このうち、連絡体制図は現物を確認します。参考項目は令和5年度の立入検査では確認しません。

「サイバーセキュリティの確認のためのチェックリスト」と「連絡体制図」  
から最優先で取り組みましょう!!

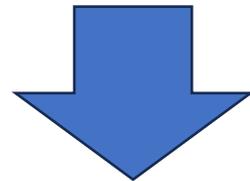


『サイバーセキュリティ対策チェックリスト』を付ける前に、  
確認していただきたい事項に関して



# 必ず、マニュアルを取得しましょう

マニュアルは、薬局におけるチェックリストを用いた確認の実行性を高めるために、サイバーセキュリティ対策に馴染みがない方にもご理解いただけるよう、チェック項目の考え方や確認方法、用語等についてなるべく平易な言葉で解説してあります。



マニュアルには、要点が記載されています。  
チェックリストだけでなく、**必ずマニュアルも取得し確認しましょう。**



# チェックリストマニュアル

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル

～薬局・事業者向け～

本マニュアルは、「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」をわかりやすく解説するものです。チェックリストを活用する際に、ご覧ください。

～はじめに～

○ 医療機関等に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっています。医療機関等が適切な対策をとることで、こうしたサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントによる患者の医療情報（医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報）の流出や、不正な利用を事前に防ぐことが重要です。令和5年4月には、改正薬機法施行規則が施行され、薬局の管理者が遵守すべき事項として、薬局の管理者はその薬局のサイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることが追加されました。

○ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策については、厚生労働省が作成している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を参照の上、適切に対応を行うこととしているところ、薬局が優先的に取り組むべき事項をチェックリストにまとめています。

本マニュアルは、薬局におけるチェックリストを用いた確認の実行性を高めるために、サイバーセキュリティ対策に馴染みがない方にもご理解いただけるよう、チェック項目の考え方や確認方法、用語等についてなるべく平易な言葉で解説することを目指しました。

## Ⅱ 各チェック項目の解説

### 医療情報システムの有無 【薬局確認用】

医療情報システムを導入、運用している。

本チェックリストが対象とする医療情報システムは、医療情報を保存するシステムだけではなく、医療情報を扱う情報システム全般を想定します（例：レセコン、電子薬歴システム等）。これには、事業者により提供されるシステムだけでなく、薬局において自ら開発・構築されたシステムが含まれます。

本項目の「いいえ」にマルがつく場合、以下すべての項目は確認不要です。

▶概説編2.3

### 1 体制構築 【薬局確認用・事業者確認用】

(1) 医療情報システム安全管理責任者等を設置している。

薬局において、医療機関等において医療情報システムの安全管理（企画管理、システム運営）の実務を担う「企画管理者」や医療情報システムの安全管理を直接実行する「医療情報システム安全管理責任者」（以下併せて「システム管理責任者」という。）や、医療情報システムの実装・運用を担う「システム運用担当者」を設置する必要があります。

システム管理責任者としての職務は、情報セキュリティ方針の策定及び教育・訓練を含む情報セキュリティ対策を推進することです。なお、小規模な薬局の場合には、薬局の管理者が、システム管理責任者やシステム運用担当者を兼任する場合があります。

また、事業者においても医療情報システム等の提供に係る管理責任者を設置する必要があります。

▶経営管理編  
3.1.2②  
3.2



# チェックリスト等の取得ページ

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

カスタム検索  検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 医政局が実施する検討会等 > 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ > 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）

## 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、直近では令和4年3月に第5.2版を策定し、医療情報システムの適切な取扱い等についてお示ししてきたところです。今般、ガイドラインの見直しを行い、以下のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」を策定するとともに、別添、特集、Q&A等の参考資料を作成しました。なお、改定の趣旨、概要については以下のとおりです。

### 第1 改定の趣旨

保険医療機関・薬局においては令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されており、今後はガイドラインに記載されているネットワーク関連のセキュリティ対策がより多くの医療機関等に共通して求められることとなる。よって、医療機関等にガイドラインの内容の理解を促し、医療情報システムの安全管理の実効性を高めるため、構成の見直しを行う。また、医療等分野及

- 政策について
- 分野別の政策一覧
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等



厚生労働省：医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版（令和5年5月）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html)



# チェックリスト及びマニュアルの取得

## 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策については、ガイドラインを参照の上、適切な対応を行うこととしているところ、このうちまずは医療機関及び薬局が優先的に取り組むべき事項をチェックリストにまとめました。また、医療機関及び薬局におけるチェックリストを用いた確認の実効性を高めるために、チェックリストマニュアルを作成しました。医療機関、薬局及び医療情報システム・サービス事業者は、本マニュアルを参照しつつチェックリストを活用して、サイバーセキュリティ対策を行ってください。

- ▶  [医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（令和5年6月） \[534KB\]](#) 
- ▶  [医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～（令和5年6月） \[977KB\]](#) 
- ▶  [（医療機関確認用）医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（Excel）（令和5年6月） \[38KB\]](#) 
- ▶  [（事業者確認用）医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（Excel）（令和5年6月） \[38KB\]](#) 
- ▶  [（薬局確認用）薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト\(令和5年10月\) \[462KB\]](#) 
- ▶  [（事業者確認用）薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト\(令和5年10月\) \[381KB\]](#) 
- ▶  [薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～（令和5年10月） \[1.0MB\]](#) 
- ▶  [（薬局確認用）薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（Excel）（令和5年10月） \[48KB\]](#) 
- ▶  [（事業者確認用）薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（Excel）（令和5年10月） \[32KB\]](#) 



# チェックリストで何をしていくか？

- ① 医療情報システム安全管理責任者等の任命
- ② 医療情報を扱っているシステムやサービスの洗い出し
- ③ 医療情報システムのベンダーに資料提出の依頼
- ④ 機器台帳の作成
- ⑤ 運用体制の確認
- ⑥ インシデント発生に備えた対応と連絡体制図の作成



# ① 医療情報システム安全管理責任者等の任命



# 医療情報システム安全管理責任者等とは？

【 チェックリストマニュアル P7 より抜粋 】

薬局において、医療機関等において医療情報システムの安全管理（企画管理、システム運営）の実務を担う「企画管理者」や医療情報システムの安全管理を直接実行する「医療情報システム安全管理責任者」（以下併せて「システム管理責任者」という。）や、医療情報システムの実装・運用を担う「システム運用担当者」を設置する必要があります。

システム管理責任者としての職務は、情報セキュリティ方針の策定及び教育・訓練を含む情報セキュリティ対策を推進することです。なお、小規模な薬局の場合には、薬局の管理者が、システム管理責任者やシステム運用担当者を兼任する場合があります。



# 何を行う担当者なのか？

システム管理責任者

「**医療情報システム安全管理責任者**」：医療情報システムの安全管理を直接実行する

医療情報システム安全管理責任者としての職務は、経営層が担うことを想定しているが、医療機関等の規模・組織等を考慮して、企画管理者が医療情報システム安全管理責任者を兼務することは妨げられない

厚生労働省「[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版【経営管理編】](#)」3.1.2 医療情報システムにおける統制上の留意点 より抜粋

「**企画管理者**」：医療情報システムの安全管理（企画管理、システム運営）の実務を担う

組織体制や情報セキュリティ対策に係る規程の整備等の統制等の安全管理の実務に当たり具体的に遵守が必要な事項、医療情報システムの実装・運用に関する適切な対応をシステム運用担当者に指示、管理する

厚生労働省「[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版【企画管理編】](#)」より抜粋

「**システム運用担当者**」：医療情報システムの実装・運用を担う

医療機関等の経営層や企画管理者の指示に基づき、医療情報システムを構成する情報機器、ソフトウェア、インフラ等の各種資源の設計、実装、運用等の実務を担う担当者

厚生労働省「[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版【システム運用編】](#)」より抜粋



# 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版

## 概説編 (Overview)

[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 \(概説編\)](#)

## 経営管理編 (Governance)



「医療情報システム安全管理責任者」

[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 \(経営管理編\)](#)

## 企画管理編 (Management)



「企画管理者」

[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 \(企画管理編\)](#)

## システム運用編 (Control)



「システム運用担当者」



[医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 \(システム運用編\)](#)

# 任命すべき担当者のまとめ

- ・ 開設者
- ・ 管理者
- ・ システム管理責任者 (もしくは医療情報システム安全管理責任者および企画管理者)
- ・ システム運用担当者



## ② 医療情報を扱っているシステムやサービスの洗い出し



# 医療情報システムとは？

## 医療情報システム

医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報を取り扱うシステム。

例えば、医療機関等のレセプト作成用コンピュータ（レセコン）、電子カルテ、オーダリングシステム等の医療事務や診療を支援するシステムだけでなく、何らかの形で患者の情報を保有するコンピュータ、遠隔で患者の情報を閲覧・取得するコンピュータや携帯端末等も、範ちゅうとして想定される。また、患者情報の通信が行われる院内・院外ネットワークも含む。

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版 用語集」より抜粋



# 医療情報システムの例

チェックリストを取得する必要性のある **医療情報システム・サービス**の具体例

- ・調剤レセプトコンピューター
- ・電子薬歴システム
- ・レセコンに連動する調剤分包システム
- ・レセコンに連動する鑑査システム
- ・電子お薬手帳サービス
- ・かごネットなどの医療介護情報ネットワークサービス …など

※ ご自身の薬局のシステム環境をご確認の上、事業者にご確認してください。  
また、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスは対象外。



### ③ 医療情報システムのベンダーに資料提出の依頼



# 「薬局確認用」だけでなく、 「事業者確認用」のチェックリストも取得する必要あり

【チェックリストマニュアル P3 より抜粋】

## 1. チェックリストの用意

○ チェックリストを使用するにあたり、薬局においては「薬局確認用」、事業者においては「事業者確認用」を用いて確認してください。

事業者と契約していない薬局においては「事業者確認用」による確認は不要です。

○ 薬局は事業者に「事業者確認用」を送付し、対策の状況を確認するよう求めてください。

複数の医療情報システムを利用している場合、システムを提供している事業者ごとに確認を求めてください。なお、事業者に対しても別途本取組について周知を行っていきます。

**事業者 ⇒ 医療情報システム・サービス事業者 のこと。**



# 「薬局確認用」だけでなく、「事業者確認用」のチェックリストも取得する必要あり

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

薬局確認用

	チェック項目	確認結果 (目付)	備考
医療情報システムの有無	医療情報システムを導入、運用している。 〔「いいえ」の場合、以下すべての項目は確認不要〕	はい・いいえ ( / / )	

### ○ 令和5年度中

\*以下項目は令和5年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

\*2(2)及び2(3)については、事業者と契約していない場合には、記入不要です。

\*1回目の確認で「いいえ」の場合、令和5年度中の対応目標日を記入してください。

	チェック項目	確認結果 (目付)			備考
		1回目	目標日	2回目	
1 体制確認	(1) 医療情報システム安全管理規程等を制定している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
2 医療情報システムの設置・運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。				
	(1) サーバ、端末PC、ネットワーク機器の各種管理を行っている。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(2) リモートメンテナンス（保守）を利用している機器の有無を事業者に確認した。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(3) 事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ脆弱性（MDS/SDS）を通知してもらう。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	サーバについて、以下を実施している。				
	(4) 利用者の責任に応じた権限区分別のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(5) 遠隔操作や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(6) アクセスログを管理している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	ネットワーク機器について、以下を実施している。				
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
(8) 接続元制限を実施している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )		
3	(1) インシデント発生時における組織内および関係機関（警察	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	

## 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

事業者確認用

### ○ 令和5年度中

\*以下項目は令和5年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

\*1回目の確認で「いいえ」の場合、令和5年度中の対応目標日を記入してください。

	チェック項目	確認結果 (目付)			備考
		1回目	目標日	2回目	
1 体制確認	(1) 事業者内に、医療情報システム等の提供に係る管理責任者を設置している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
2 医療情報システムの 管理・運用	医療情報システム全般について、以下を実施している。				
	(2) リモートメンテナンス（保守）している機器の有無を確認した。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(3) 医療機関に製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ脆弱性（MDS/SDS）を届出した。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	サーバについて、以下を実施している。				
	(4) 利用者の責任に応じた権限区分別のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(5) 遠隔操作や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	(6) アクセスログを管理している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )	
	ネットワーク機器について、以下を実施している。				
(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )		
(8) 接続元制限を実施している。	はい・いいえ ( / / )		はい・いいえ ( / / )		

# MDS/SDS を提出してもらおう

MDS = 製造業者による **医療情報セキュリティ開示書**

SDS = サービス事業者による **医療情報セキュリティ開示書**

【チェックリストマニュアル P7 より抜粋】

医療情報システムのセキュリティに関するリスク評価およびリスク管理を実施するにあたっては、事業者が作成する医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を確認することが有効です。システム管理責任者は事業者へ当該医療情報システムに関するMDS/SDSの有無を確認し、事業者から回収してください。  
なお、本項目は、事業者と契約していない場合には、チェックリストの記入は不要です。



# ベンダーに依頼する資料まとめ

## ベンダーに提出してもらう資料

- ・ サイバーセキュリティ対策チェックリスト(事業者用)
- ・ セキュリティ開示書(SDSやMDS)
- ・ ベンダーがもっていれば・・・購入した機器一覧

## 確認を行う事項

- ・ リモートメンテナンスの有無
- ・ アクセスログの確認方法(サーバーのみ)



## ④ 機器台帳の作成



# 機器台帳について

【チェックリストマニュアル P6 より】

管理番号	メーカー	OS	ソフトウェア	ソフトウェアバージョン	IPアドレス	コンピューター名	設置場所	主な利用者特性	登録日	状態	説明
001	A社	Windows11	〇〇電子薬歴	1.15	192.168.**.*	投薬窓口のPC1	投薬窓口	薬剤師	2024.03	稼働	

## 台帳作成のコツ

- ・ 備品台帳や購入時の納品リストを確認
- ・ 端末1台ずつ操作を実施し確認を行う

ベンダーが情報を持っていれば…

- ・ 納品時の機器リストやIPアドレス等の設定情報を入手



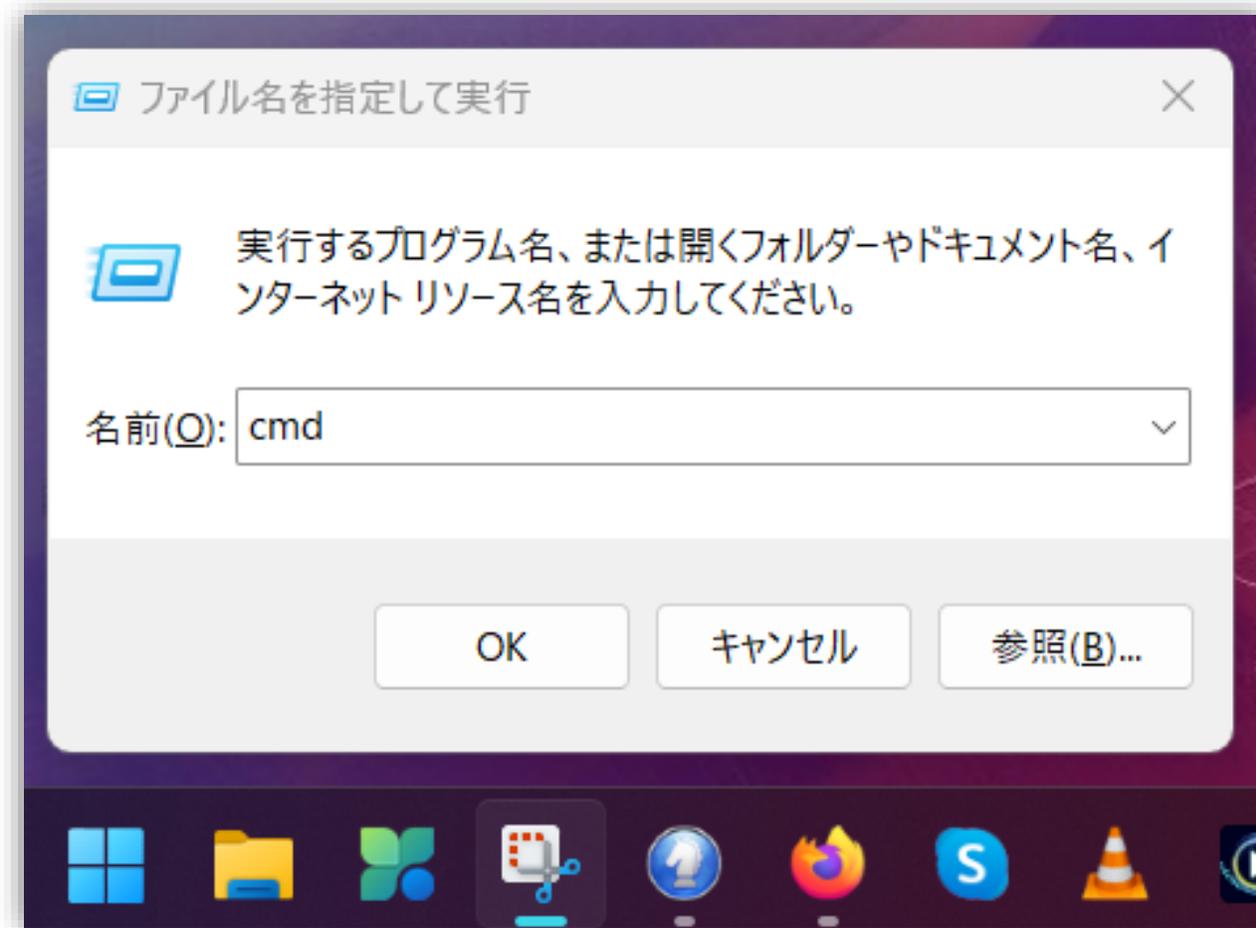
## 機器台帳管理に必要な情報の確認方法（Windows端末向け）

厚労省「サイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル」記載の機器台帳の例を参考に、下記の情報の確認方法をお伝えいたします。

- ・ PCメーカー名
- ・ OS
- ・ IPアドレス
- ・ コンピュータ名



キーボードの[Windows]キー+[R]キーを押下して表示される  
「ファイル名を指定して実行」画面に『cmd』と入力し、[OK]をクリックします。



「コマンドプロンプト」画面が表示されますので、『systeminfo』と入力し、[Enter]キーを押下してください。

```
C:\> C:\windows\system32\cmd.exe
Microsoft Windows [Version 10.0.19045.4291]
(c) Microsoft Corporation. All rights reserved.
C:\Users\薩摩郡薬剤師会> systeminfo
```



※コマンドプロンプト画面では、誤入力をしないよう慎重に操作をお願いいたします。

Kagoshima Pharmaceutical Association



ホスト名 ⇒ 操作しているPCのコンピューター名

OS名 ⇒ 操作しているPCのWindowsのOS名

システム製造元 ⇒ PCメーカー名

ネットワークカード:IPアドレス[01] ⇒ 操作しているPCのIPアドレス

```
C:\Windows\system32\cmd.exe
Microsoft Windows [Version 10.0.19045.4291]
(c) Microsoft Corporation. All rights reserved.

C:\Users\薩摩郡薬剤師会>systeminfo

ホスト名: LAPTOP-19NTV10E
OS 名: Microsoft Windows 10 Home
OS バージョン: 10.0.19045 N/A ビルド 19045
OS 製造元: Microsoft Corporation
OS 構成: スタンドアロン ワークステーション
OS ビルドの種類: Multiprocessor Free
登録されている所有者: 薩摩郡薬剤師会
登録されている組織: HP
プロダクト ID:
最初のインストール日付: 2020/10/24, 2:06:15
システム起動時間: 2024/04/17, 20:46:07
システム製造元: HP
システム モデル: HP ENVY Laptop 13-aq1xxx
システムの種類: x64-based PC
プロセッサ: 1 プロセッサインストール済みです。
[01]: Intel64 Family 6 Model 126 Stepping 5 GenuineIntel
BIOS バージョン: Insyde F.14, 2020/11/11
Windows ディレクトリ: C:\Windows
システム ディレクトリ: C:\Windows\system32
起動デバイス: ¥Device¥HarddiskVolume1
システム ロケール: ja;日本語
入力ロケール: ja;日本語
```

```
ネットワーク カード: 2 NIC(s) インストール済みです。
[01]: Intel(R) Wireless-AC 9560 160MHz
接続名: Wi-Fi
DHCP が有効: はい
DHCP サーバー: 192.168.
IP アドレス
[01]: 192.168.
[02]:
[02]: Bluetooth Device (Personal Area Network)
接続名: Bluetooth ネットワーク接続
状態: メディアは接続されていません
Hyper-V の要件: VM モニター モード拡張機能: はい
ファームウェアで仮想化が有効になっています: はい
第 2 レベルのアドレス変換: はい
データ実行防止が使用できます: はい
```

※複数端末ある場合は、全ての端末で同様の操作を行い、ご確認ください。

Kagoshima Pharmaceutical Association



# 〇〇薬局における機器台帳

2024.3.25作成

管理番号	メーカー	OS	ソフトウェアおよびバージョン	IPアドレス	コンピュータ名	設置場所	主な利用者属性	登録日	状態	説明	リモートメンテナンス 対象
NO.001	NEC	Windows Sever 2016 Essentials	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	調剤室	薬剤師・事務員・システム管理者	2021.8.30	稼働	スタンドアロンサーバ	×
NO.002	EPSON	Windows10 Pro				調剤室	薬剤師・事務員・システム管理者	2021.8.2	稼働		○
NO.003	EPSON	Windows10 Pro				投薬5番窓口	薬剤師・事務員・システム管理者	2021.8.2	稼働		○
NO.004	EPSON	Windows10 Pro				投薬1番窓口	薬剤師・システム管理者	2021.8.2	稼働		○
NO.005	EPSON	Windows10 Pro				投薬2番窓口	薬剤師・システム管理者	2021.8.26	稼働		○
NO.006	EPSON	Windows10 Pro				投薬3番窓口	薬剤師・システム管理者	2021.8.26	稼働		○
NO.007	EPSON	Windows10 Pro				投薬4番窓口	薬剤師・事務員・システム管理者	2021.8.26	稼働	ネット接続なし	○
NO.008	FUJITSU	Windows7 Professional				調剤室	薬剤師・事務員・システム管理者	2013.5.8	稼働		×
NO.009	FUJITSU	Windows7 Professional				調剤室	薬剤師・事務員・システム管理者	2013.5.8	稼働		×
NO.010	CONTEC	Windows10 Enterprise 2016 LTSC				調剤室	薬剤師・システム管理者	2021.10.11	稼働		×
NO.011	EPSON	Windows10 Enterprise LTSC				調剤室	薬剤師・事務員・システム管理者	2022.1.7	稼働		×



## ⑤ 運用体制の確認



# 医療情報システムの管理・運用のまとめ

## 医療情報システム全般

- ・ 機器の台帳管理
- ・ リモートメンテナンスの対象機種の確認
- ・ MDS/SDSの取得
- ・ セキュリティパッチの適用（ネットワーク機器は令和5年度中、サーバーと端末PCは令和6年度中）
- ・ アクセス利用権限の確認（サーバーは令和5年度中、端末PCは令和6年度中）
- ・ 不要なソフトウェアおよびサービスの確認（令和6年度中にサーバーと端末PC）
- ・ 不要なアカウントの削除（サーバーは令和5年度中、端末PCは令和6年度中）

## サーバー

- ・ アクセスログを管理…アクセスログの確認方法を確認

## ネットワーク機器…ルーターなどのこと

- ・ 接続元制限…不要な端末の接続をしていないことを確認 [システム運用編 8.1を参照]



## ⑥インシデント発生に備えた対応と連絡体制図の作成



# インシデント発生時における 組織内と外部関係機関の連絡体制図を作成する

【チェックリストマニュアル P12 より抜粋】

薬局の開設者は情報セキュリティインシデント発生に備え、事業者や外部有識者と非常時を想定した情報共有や支援に関する取決めや体制を整備するよう、システム管理責任者に指示することが重要です。

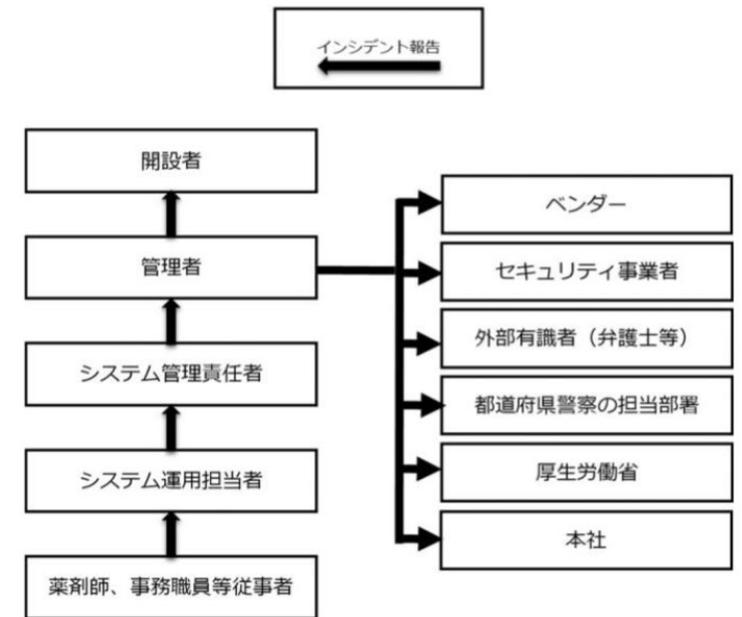
システム管理責任者はサイバーインシデント発生時、速やかに情報共有等が行えるよう、緊急連絡網を明示した連絡体制図を作成して下さい。

連絡体制図には薬局内の連絡先や会社本部の連絡先等に加え、事業者、情報セキュリティ事業者、外部有識者、都道府県警察の担当部署、厚生労働省や所管省庁等が明示されていることが想定されます。

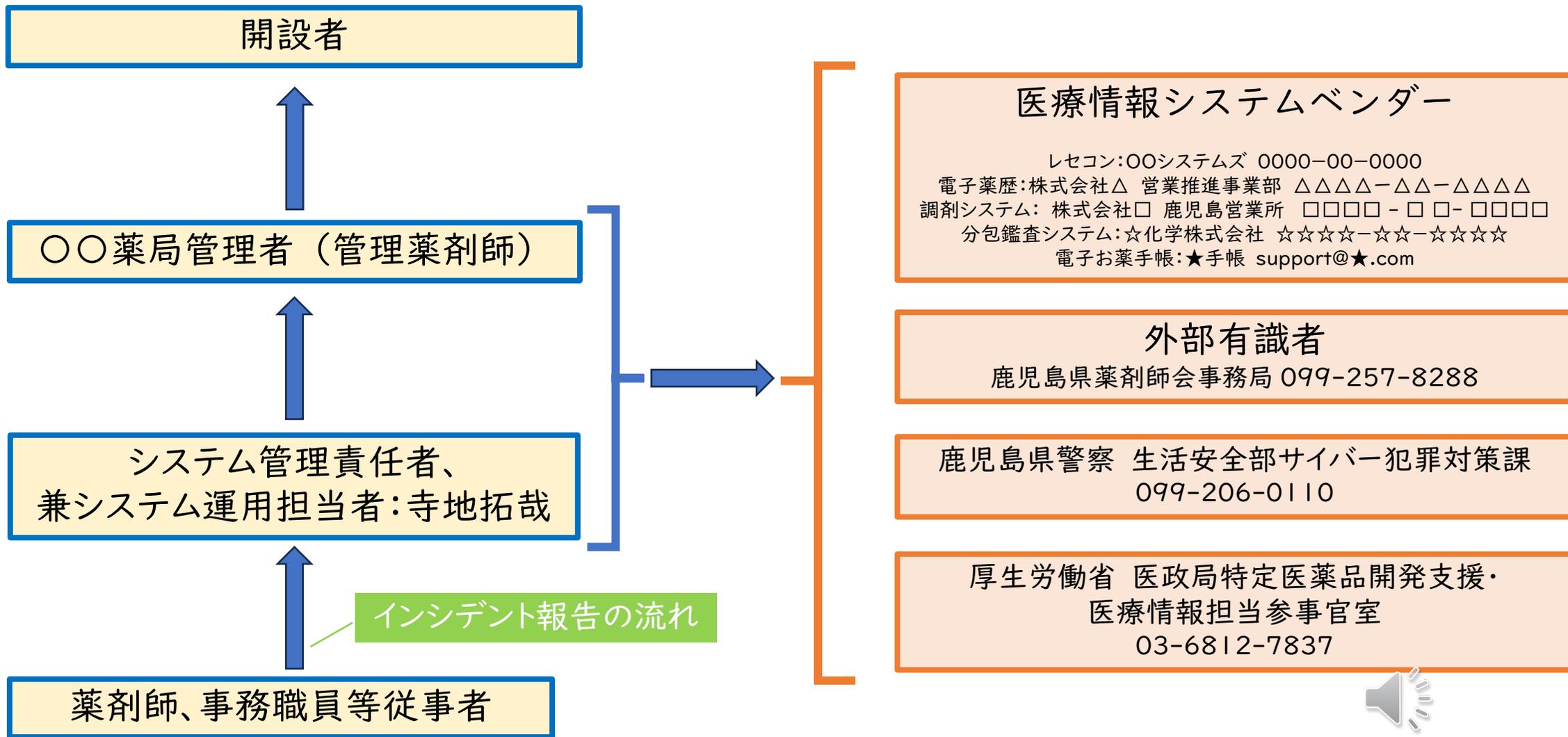
このような連絡体制が整備されていることで、速やかな初動対応支援が可能となり被害拡大の防止につながります。

立入検査時は、連絡体制図が作成されていることを確認します。

● 連絡体制図の例



# 〇〇薬局のサイバーインシデント発生時における連絡体制図



※ 「企画管理者」 および 「医療情報システム安全管理責任者」 を併せて 「システム管理責任者」とする。

## 参考項目（令和6年度中）： インシデント発生に備えた対応

【サイバーセキュリティの確認のためのチェックリスト 参考項目】より抜粋

- (2) インシデント発生時に調剤を継続するために必要な情報を検討し、**データやシステムのバックアップの実施と復旧手順**を確認している
- (3) **サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定**、又は令和6年度中に策定予定である

2ページ目（参考項目）は令和6年度中に、すべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組む必要あり。

# すべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組む

【チェックリストマニュアル P3 より抜粋】

## 2. チェックリストの記入方法

○ 各項目の実施状況を確認し、「はい」または「いいえ」にマルをつけて、確認した日付を記入してください。もし1回目の確認で「いいえ」の場合は、対策の実施にかかる令和5年度中の目標日を記入するようにしてください。チェックリストは紙媒体または電子媒体のどちらで使用して頂いても構いません。

○ 薬局は「薬局確認用」について令和5年度中に全てのチェック項目で「はい」にマルがつくように、事業者と連携して取り組むようにしてください。

## 3. 参考項目について

○ 「薬局確認用」、「事業者確認用」ともに、参考項目を設けています。参考項目については令和6年度中には全ての項目で「はい」にマルがつくよう取組を進めてください。

少なくとも年に1回以上は、チェックリストを用いた点検を実施する必要あり。

ご清聴ありがとうございました。

*Kagoshima Pharmaceutical*

